

おくやみ手続き案内

死亡届提出後に必要となる手続きについて

阿久比町住民福祉課

もくじ

1. 役場で行う手続きの代表的な持ち物 2
2. 役場で行う手続き 3
3. 阿久比町役場内の案内図 7
4. 役場以外で行う手続き 8
5. よくある質問 10
6. 参考様式

亡くなられた後の手続きは、その方によって必要な手続きが異なり、なかには煩雑なものもあります。この案内によりご遺族の方のご負担を少しでも軽減することができれば幸いです。

なお、この案内は阿久比町にお住いの方の手続きを中心に掲載しています。法令改正や手続きを行う機関の変更により、手続き方法・連絡先・必要な書類等が変更となることがありますので、予めご了承ください。

1. 役所で行う手続きの代表的な持ち物

死亡届出後に必要となる手続きは亡くなった方や遺族の方の状況によりそれぞれ異なります。

ここでは、役場での手続きの際の代表的な持ち物を案内します。亡くなった方のものについても、該当するものがあればお持ちください。

なお、具体的な手続きとその持ち物については「2. 役場で行う手続き」でご案内していますのでそちらをご覧ください。

ご遺族（来庁者）のもの

<input type="checkbox"/>	本人確認書類 ① 1点で確認できるもの ・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カード・障害者手帳 等 ② 2点で確認できるもの ・健康保険被保険者証・年金証書・年金手帳・介護保健被保険者証 等
<input type="checkbox"/>	預金通帳等（葬祭執行者や相続人代表者の振込先口座情報のわかるもの）

亡くなった方のもの

<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険又は国民健康保険に加入していた場合 ・後期高齢者医療被保険者証 ・国民健康保険被保険者証（高齢受給者証）
<input type="checkbox"/>	各種書類 ・印鑑登録証 ・介護保険被保険者証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・各種医療証 ・自立支援医療費受給者証 ・障害者タクシー券 ・高齢者タクシー券

※必要に応じて別途委任状が必要となる場合があります。

2. 役場で行う手続き

	対象者	手続きと持ち物	受付窓口
住民登録	印鑑登録をしていた方	手続きはありませんが、廃止となります。印鑑登録証をお返してください。	住民福祉課 (戸籍住民係) 1F ⑤窓口
	家族3人以上の世帯で亡くなった方が世帯主の場合	世帯主変更の手続き	
健康保険・福祉医療	阿久比町の国民健康保険に加入している方	喪失の手続き、保険証の返却、葬祭費支給手続き ・保険証（死亡後14日以内の手続き） ・高齢受給者証（70才～74才） ・預金通帳（家族の方のもの及び葬祭を行った喪主の方のもの） ・会葬礼状、火葬許可証等（葬祭費振込のため）	住民福祉課 (医療年金係) 1F ⑦⑧窓口
	後期高齢者医療被保険者証 福祉医療費の受給者証 (子・障・母・福・精)をお持ちの方	喪失の手続き、保険証の返却、葬祭費支給手続き ・保険証・各受給者証 ・預金通帳（家族の方のもの及び葬祭を行った喪主の方のもの） ・会葬礼状、火葬許可証等（葬祭費振込のため）	
年金	受給者	国民年金の未支給年金等の請求手続き ・国民年金証書 ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・戸籍謄本等、預金通帳、マイナンバーの分かるもの（家族の方のもの） 厚生年金受給者の方は半田年金事務所で手続き	住民福祉課 (医療年金係) 1F ⑦⑧窓口
	加入者	国民年金の死亡一時金等の請求手続き ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・戸籍謄本等、預金通帳、マイナンバーの分かるもの（家族の方のもの） 厚生年金受給者の方は半田年金事務所で手続き	

	対象者	手続きと持ち物	受付窓口
障 が い	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 戦傷病者手帳 自立支援医療費（精神 通院医療）受給者証 自立支援医療費（更生医 療・育成医療）受給者証 をお持ちの方 心身障害者扶養共済制 度に加入している方	手帳の返却 ・各手帳 ・各受給者証 ・預金通帳（家族の方のもの）	住民福祉課 <u>（社会福祉係）</u> 1 F ⑨窓口
介 護	65才以上の方 40～64才（介護認 定を受けている方）	喪失の手続き、保険証の返却 ・介護保険被保険者証 ・預金通帳（家族の方のもの）	健康介護課 <u>（介護保険係）</u> 1 F ⑪窓口
	タクシー券を利用して いる方 介護サービスを利用し ていた方	タクシー券の返却 ・タクシー券 サービス停止の手続き ・負担割合証 ・負担限度額適用認定証（認定者のみ）	健康介護課 <u>（介護保険係）</u> 1 F ⑪窓口
税 金	固定資産を所有してい る方	固定資産税の納税及び相続人代表者指定届の手 続きが必要な場合がありますので、ご相談くだ さい。 ※固定資産（土地・家屋）の所有者が亡くなった 場合は、法務局で相続登記の手続きが必要です。 詳しくは、名古屋法務局ホームページでご確認 ください。	税務課 <u>（固定資産税係）</u> 1 F ②窓口
	町県民税が課税されて いる方	以後の納期に係る納付額が減免になる場合があ りますのでご相談ください。	税務課 <u>（住民税係）</u>
	軽自動車所有してい る方	名義変更、廃車手続きが必要になりますのでご 相談ください。	1 F ②窓口

	対象者	手続きと持ち物	受付窓口
子ども	18歳未満の児童を養育している方 児童手当支給対象児童及び受給している方	ひとり親手当の対象となる場合がありますので、ご相談ください。	子育て支援課 (子育て支援係) 1F ⑩窓口
	小・中学生またはその保護者の方	手続きが必要な場合がありますので、ご相談ください。	学校教育課 (学校教育係) 2F ⑳窓口
	保育園・幼稚園児またはその保護者の方	手続きが必要な場合がありますので、ご相談ください。	子育て支援課 (幼児保育係) 1F ⑩窓口
	放課後児童クラブに入所している児童又はその保護者の方	手続きが必要な場合がありますので、ご相談ください。	子育て支援課 (子育て支援係) 1F ⑩窓口
環境	犬の飼い主名義の方	飼い主名義の変更が必要です。	建設環境課 (環境係) 2F ⑭窓口
水道	水道の使用者になっている方	使用者変更等の手続きが必要です。 ・預金通帳※・届出印(銀行印)※ ※新しい使用者が口座振替をする場合	上下水道課 (上水業務係) 2F ⑰窓口
農地	相続により農地の権利を取得する方	農地が所在する農業委員会への届出が必要になりますのでご相談ください。	産業観光課 (農政係) 2F ⑱窓口
	相続により森林の土地を所有する方	手続きが必要な場合がありますので、ご相談ください。	

お手続きの内容についてなど事前の電話でのお問い合わせについては開庁時間内に各担当へご連絡ください。

【お問合せ先】 0569-48-1111 (代表番号)

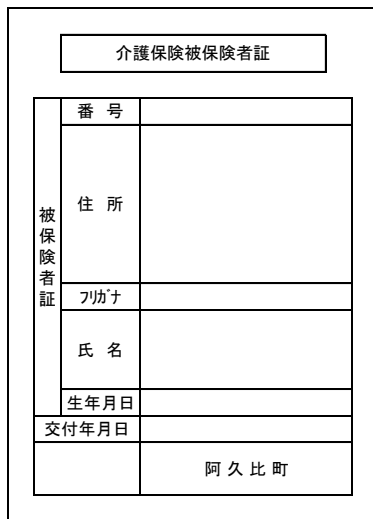
【開庁時間】 平日 午前8時30分から午後5時15分

※保険証等の見本



- 国民健康保険被保険者証（うす紫色）

- 後期高齢者被保険者証（75歳以上が対象）



- 介護保険被保険者証（白色、三つ折り）




- 印鑑登録証（黄色）

3. 阿久比町役場内の窓口案内図



4. 役場以外で行う手続き（主なもの）

対 象	手 続 き	お 問 合 せ 先
預貯金口座	口座凍結の解除	各金融機関
クレジットカード	口座凍結後の支払い、解約など	各クレジットカード会社
生命保険	死亡保険等の請求	各生命保険会社
損害保険	名義変更、解約など	各損害保険会社
社会保険	喪失の手続き、保険証の返却など	加入していた社会保険、又はお勤め先ご担当者
運転免許証	運転免許証返納	半田警察署 ☎0569-21-0110
パスポート	パスポート返納（日本国籍）	クラシティパスポートセンター ☎0569-23-8500
厚生年金、共済年金	支給等に関する手続き	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 半田年金事務所 ☎0569-21-2375
企業年金	支給等に関する手続き	企業年金コールセンター ☎0570-02-2666
軽三輪、軽四輪（黄色ナンバー）	名義変更、廃車	軽自動車検査協会愛知主管事務所 ☎050-3816-1770
軽二輪、（125cc 超～250cc 以下のオートバイ）、軽二輪の小型自動車	名義変更、廃車	中部運輸局愛知運輸支局（名古屋ナンバー） ☎050-5540-2046
普通自動車 軽四輪（黒ナンバー）	名義変更、廃車	
不動産登記関係	土地・家屋等移転登記 ※ <u>令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。</u>	名古屋法務局半田支局 ☎0569-21-1095
国税（相続税）	相続税については10ページの「相続税についてのお知らせ」ページを確認ください。	電話相談 ☎0570-00-5901
国税（所得税）	準確定申告 社会保険料控除の納付額明細等が必要な場合は各担当にご相談ください。	面接相談予約（半田税務署） ☎0569-21-3141

対 象	手 続 き	お 問 合 せ 先
相続放棄	相続放棄、限定承認など	名古屋家庭裁判所半田支局 ☎0569-21-0259
固定・携帯電話、インターネット、ケーブルテレビ	名義変更、解約など	各契約会社
電気、ガス	名義変更、解約など	各契約会社
NHK 放送受信	名義変更、解約など	受信料に関すること ☎0120-151515
外国人	在留カード、特別永住者証明書等の返納	法務省出入国在留管理庁ホームページ「在留カード等の返納」をご覧ください。 

※お問合せ先は令和5年12月7日時点に確認したものです。

相続税についてのお知らせ

この度の御不幸を心からお悔やみ申し上げます。

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日(通常は亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等を御利用ください。

○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」も御利用いただけます。

○ 電話相談センター(国税局税務相談室)

最寄りの税務署へお電話いただけますと、自動音声により御案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談(1)」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

名古屋国税局・税務署

01.07

5. よくある質問

Q	死亡の記載のある戸籍謄本等が必要ですが、死亡届を提出してからどのくらいで取得できますか？
A	<p>① 本籍が阿久比町の人の場合 阿久比町役場に死亡届を提出した場合は、1週間程度です。 阿久比町役場以外に死亡届を提出した場合は、一般的に2週間程度です。</p> <p>② 本籍が阿久比町以外の人の場合 本籍地の市町村役場への請求となりますので該当自治体の戸籍担当にお尋ねください。</p>

Q	相続手続きに必要な戸籍謄本等を郵送で請求する場合の手数料の支払いはどうなりますか？
A	<p>手数料は定額小為替（郵便局で売っています）を郵送してください。切手では受付できませんのでご注意ください。同封する定額小為替の金額は「お釣りのない金額」をお願いします。</p> <p>ただし、相続関係の戸籍証明は、被相続人により発行する証明の種類や枚数が異なるため、手数料の総額は証明を発行するまで決定しません。まず申請書をお送りいただき、手数料総額が確定しましたら、こちらから手数料総額をご連絡させていただきます。それからお客様から手数料総額の小額小為替を送っていただいた方が、定額小為替の手数料にかかる金額的負担は軽減できると思われます。お急ぎでなければこのような方法でも対応させていただきます。お気軽にご相談ください。</p>

Q	相続手続きに必要な戸籍謄本等を代理人が請求できますか？
A	代理人が請求するときには、委任状が必要です。ただし、直系血族（親・子等）が請求するときは、委任状は必要ありません。

Q	亡くなった方の保険証など見つからないものがあったとしても手続きできますか？
A	書類に不足があった場合は、状況にあわせて案内いたしますので担当窓口にご相談ください。

戸籍謄本等の請求に関する委任状や郵送での申請書については次ページ以降に掲載していますので必要に応じてご利用ください。

戸籍・住民票等証明交付申請書

長 殿

令和 年 月 日

◎申請者

氏 名	<small>姓 名</small>	電話番号	<small>(日中連絡のとれるところ)</small>
住 所			

◎証明（請求する証明の欄に記入してください）

戸 籍				住 民 票	
本 籍				住 所	
筆頭者 氏 名				世帯主 氏 名	
戸籍謄本 (全部事項証明)	<input type="checkbox"/> 通	除籍 <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本	<input type="checkbox"/> 通	住民票 個人 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 通
戸籍抄本 (個人事項証明)	<input type="checkbox"/> 通	改製原戸籍 <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本	<input type="checkbox"/> 通	住民票 世帯 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 通
戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 全員	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者除 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録除		<input type="checkbox"/> 通	住民票 除票 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 通
諸証明 ()				諸証明 ()	<input type="checkbox"/> 通

※令和4年1月11日以降交付分からは原則印字されません。
必要な方はチェックしてください。

◎証明の備考

必要な人 (個人の証明のみ記入)		申請者と必要な人 (証明発行者)との関係	1. 本人 2. 親 族 () 3. 同じ世帯の人 4. その他 ()
使用目的	<small>(くわしく記入してください)</small>		

◎同封するもの

<input type="checkbox"/> 定額小為替	手数料分の定額小為替を郵便局の窓口にて購入してください。 手数料は市区町村によって異なる場合があります。事前に確認してください。
<input type="checkbox"/> 申請する人の 本人確認書類 のコピー	1点で良いもの 運転免許証(両面) マイナンバーカード(写真面) 等 2点以上必要なもの 健康保険証 介護保険証 年金手帳 等
<input type="checkbox"/> 返信用封筒	住所、氏名を記入し、切手を貼付してください。 本人確認書類と同じ住所、氏名を記入してください。

その他ご不明な点等がありましたらホームページをご覧くださいか、お電話にてお問い合わせください。

記入例

戸籍・住民票等証明交付申請書

愛知県知多郡阿久比町 長 殿

令和 4 年 1 月 4 日

◎申請者

氏名	阿久比 太郎	申請者名	電話番号	0569-48-1111 (日中連絡のとれるところ)
住所	愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地			

◎証明（請求する証明の欄に記入してください）

戸 籍				住 民 票			
本籍	愛知県阿久比町大字卯坂字殿越50番地 (正確に記入してください)			住所	愛知県阿久比町大字卯坂字殿越50番地 (正確に記入してください)		
筆頭者氏名	阿久比 太郎			世帯主氏名	阿久比 太郎		
戸籍謄本 (全部事項証明)	<input type="checkbox"/>	通	除籍 <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本	通	<input type="checkbox"/>	通	
戸籍抄本 (個人事項証明)	<input checked="" type="checkbox"/>	通	改製原戸籍 <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本	通	<input checked="" type="checkbox"/>	通	
戸籍の附帯 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 全員			<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者等 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録等	通	<input type="checkbox"/>	通	
諸証明 ()				通	<input type="checkbox"/>	通	

※令和4年1月11日以降交付分からは原則用字されません。
必要な方はチェックしてください。

◎証明の備考

必要な人 (個人の証明のみ記入)	阿久比 太郎 (上記の証明のうち、個人のものが必要な場合に記入してください)	申請者と必要な人 (証明発行者)との関係	5. 本人 6. 親族() 7. 同じ世帯の人 8. その他()
使用目的	(例) パスポート発行申請用の添付書類、相続関係手続の書類、住所の移動履歴の証明、親子関係の証明 等 戸籍が複数必要な場合(出生から死亡の記載 等) その旨を記入してください。 (くわしく記入してください)		

◎同封するもの

<input type="checkbox"/> 定額小為替	手数料分の定額小為替を郵便局の窓口にて購入してください。 手数料は市区町村によって異なる場合があります。事前に確認してください。
<input type="checkbox"/> 申請する人の本人確認書類のコピー	1点で良いもの 運転免許証(両面) マイナンバーカード(写真面) 等 2点以上必要なもの 健康保険証 介護保険証 年金手帳 等
<input type="checkbox"/> 返信用封筒	住所、氏名を記入し、切手を貼付してください。 本人確認書類と同じ住所、氏名を記入してください。

その他ご不明な点等がありましたらホームページをご覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。

委任状

※必ず裏面の記載例を
確認してください

代理人 住所 _____

(来庁する方) 氏名 _____

<証明書交付申請> (交付申請および受領に関する権限)

使用目的				
必要書類及び通数	1. 住民票	<input type="checkbox"/> 世帯全員 <input type="checkbox"/> 個人(対象者: _____)	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄	通
	2. 現在戸籍/原戸籍/除籍	※必要な戸籍に○をつけて下さい <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本(対象者: _____)		通
	3. 身分証明書			通
	4. 戸籍の附票	<input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 個人(対象者: _____)	<input type="checkbox"/> 本籍	通
	その他(_____)			通
本籍地・筆頭者名 ※2～4を請求する場合	本籍: _____	筆頭者: _____		
備考				

- ・該当するものに☑してください。本籍・続柄は記載が必要な場合のみ☑してください。
- ・マイナンバーや在留資格(外国人)等の特別な記載が必要な場合は備考に記入してください。
- ・マイナンバー入りの住民票は、委任者(本人)の住所あてに送付しますので、切手貼付済みの返信用封筒を必ずご準備ください。

<住民異動等> (住民異動等に関する一切の権限)

<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 世帯主変更 <input type="checkbox"/> 世帯合併 <input type="checkbox"/> 世帯分離 <input type="checkbox"/> その他(_____)
異動日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
異動者: _____ ※全員の氏名を記入
新住所: _____
旧住所: _____
備考: _____

私は上記の者を代理人と定め、該当する一切の権限を委任します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者 住所 _____

(本人)

氏名(自署) _____

生年月日 大正・昭和 _____

平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____ (日中連絡が取れる番号)

- 注)・代理人の方の本人確認をおこないますので、免許証等をご持参ください。
- ・鉛筆、消えるボールペン等、文字を消すことができる筆記具で記入された委任状はお受けできません。
 - ・委任状の内容に不明な点がある場合、電話で確認することがあります。
 - ・不当な手段により作成された委任状を行使し、事実に基づかない証明書の交付を受けた場合あるいは住民異動等の届出をした場合は、刑罰の対象となります。

記入例

委任状

代理人 住所 半田市東洋町2丁目1番地

窓口にいच्छる方
をご記入ください。

(来庁する方) 氏名 阿久比 一郎

使用目的は具体的にご記
入ください。

<証明書交付申請> (交付申請および受領に関する権限)

使用目的	例：免許証の住所変更のため、〇〇死亡による相続調査のため など		
必要なものに○を つけてください。	1. 住民票	<input type="checkbox"/> 世帯全員 <input checked="" type="checkbox"/> 個人(対象者：阿久比 太郎)	<input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄
	2. 現在戸籍	<input checked="" type="checkbox"/> 原戸籍 <input checked="" type="checkbox"/> 除籍 (※必要な戸籍)	<input checked="" type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本 (対象者：)
	3. 身分証明書		
	4. 戸籍の附票	<input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 個人(対象者：)	<input type="checkbox"/> 本籍
必要書類及び通数	その他 ()		1通 1通 通 通 通
本籍地・筆頭者名 ※2～4を請求する場合	本籍：阿久比町大字卯坂字殿越50番地 筆頭者：阿久比 正		
備考	例：マイナンバーの記載を希望、〇〇の出生から死亡までの戸籍		

・該当するものにしてください。本籍地は記載が必要な場合にしてください。
・マイナンバーや在留資格(外)マイナンバーなど特別な記載を必要とする場合は必ずご記入ください。記載が必要な場合のみしてください。対象となる異動にをつけてください。戸籍を請求する場合は必ず本籍と筆頭者を記入してください。記載が必要な場合のみしてください。マイナンバーなど特別な記載を必要とする場合は必ずご記入ください。記載が必要な場合のみしてください。対象となる異動にをつけてください。

<住民異動等> (住民異動等に関する一切の権限)

<input checked="" type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 世帯主変更 <input type="checkbox"/> 世帯合併 <input type="checkbox"/> 世帯分離 <input type="checkbox"/> その他 ()
異動日：令和 4 年 1 月 30 日
異動者：阿久比 太郎、阿久比 花子、阿久比 次郎、阿久比 香子 (※全員の氏名を記入)
新住所：阿久比町大字卯坂字殿越50番地
旧住所：半田市東洋町2丁目1番地
備考：

異動者は、異動する全員の氏名を
記入してください。

私は上記の者を代理人と定め、該当する一切の権限を委任します。

令和 4 年 1 月 30 日

委任者 住所 阿久比町大字卯坂字殿越50番地

(本人)

氏名(自署) 阿久比 太郎

生年月日 大正・昭和

平成 令和 元年 1 月 28 日

電話番号 0569-48-1111 (日中連絡が取れる番号)

必ず本人が自署してく
ださい。

- 注) ・代理人の方の本人確認をおこないますので、免許証等をご持参ください。
・鉛筆、消えるボールペン等、文字を消すことができる筆記具で記入された委任状はお受けできません。
・委任状の内容に不明な点がある場合、電話で確認することがあります。
・不当な手段により作成された委任状を行使し、事実に基づかない証明書の交付を受けた場合あるいは住民異動等の届出をした場合は、刑罰の対象となります。

阿久比町以外に本籍のある方の戸籍証明等の請求について

本籍のある市区町村役場に直接郵送で、下記の要領で請求してください。

戸籍証明交付申請書（郵送用）

市区町村長殿

令和 年 月 日

(申請者)
あなたの住所 _____
あなたの氏名 _____ 印
連絡先電話番号 昼間 _____ 夜間 _____

本籍							
フリガナ 筆頭者氏名	大・昭・平・令 年 月 日生						
フリガナ 必要な方の氏名 (全部事項証明の 場合不要)	大・昭・平・令 年 月 日生						
戸籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明 (謄本)	通	円	除籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明 (謄本)	通	円
	<input type="checkbox"/> 個人事項証明 (抄本)	通	円		<input type="checkbox"/> 個人事項証明 (抄本)	通	円
	附票 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	通	円	改製 原戸籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明 (謄本)	通	円
	<input type="checkbox"/> 身分証明書	通	円		<input type="checkbox"/> 個人事項証明 (抄本)	通	円
戸籍等に記載されている方から見てあなたとの関係は 直系親族 1. 本人・妻・子・父母・祖父母 () 2. その他()							
請求理由 (関係が 2. その他の方は使用目的と提出先を具体的に記入してください。 場合によっては委任状が必要です。)							

請求の仕方

- ① 郵便局で請求金額分の定額小為替を購入してください。※手数料は市区町村によって異なることがあります。
- ② 返信用封筒に返信に必要な切手を貼り、住所・氏名を記入してください。
- ③ 申請者の本人確認ができるもの(免許証・保険証等のコピー)を同封してください。

この用紙(戸籍証明交付申請書)と①②③を同封し本籍地の市区町村役場へ送付してください。

その他不明な点がありましたら、本籍地の市区町村役場までお問い合わせください。